

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法		法令の番号	昭和43年法律第97号			
不利益処分の種類	一般粉じん発生施設に係る基準適合命令・使用一時停止命令		根拠条項	第18条の4			
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるときに処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 期限を定めて一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準に従うべきことを命じ、又は一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずる。</p>						
	対応区分	1 弁明の機会の付与*	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO

\*基準違反の内容により省略することがある